

- 第1条 1、本ブロックは東部日本ボールルームダンス連盟の競技規定に基づき、本ブロック内各県アスリート協会において開催される公認競技会についての競技規定を次の通り定める。  
 2、本ブロック内各県アスリート協会で開催するアスリート協会独自の競技会については、本規定に準じて、地域に即した「アスリート協会競技規定」を定めることが出来る。

第2条 本ブロックで開催又は公認する選手権・競技会の種類と、その内容は次の通りと定める。

| 競技名称        | 種目内容   | 競技種目           | 競技内容  |
|-------------|--|----------------|---|
| 関東・甲信越選手権大会 | S=W・T・F・Q・Vw<br>L=C・S・R・P・J                      | 5種目総合<br>5種目総合 | Vwは準決勝から<br>Jは準決勝から   |
| 各県A級競技会     | S=W・T・F・Q<br>L=C・S・R・P                           | 4種目総合<br>4種目総合 |   |
| B級競技会       | S=W・F・(T・Q)又はT・Q・(W・F)<br>L=C・S・(R・P)又はR・P・(C・S) | 2種目総合<br>2種目総合 | ( )内 4種目は、準決勝から   |
| C級競技会       | S=W・F・(T)又はT・Q・(W)<br>L=C・S・(R)又はR・P・(C)         | 2種目総合<br>2種目総合 | ( )内 3種目は、準決勝から   |
| D級競技会       | S=W・T又はF・Q<br>L=C・S又はR・P                         | 2種目総合<br>2種目総合 |   |
| ノービス競技会     | S=W・T<br>L=C・R                                   | 2種目総合<br>2種目総合 | JBDFの発行テクニックすべてとスタンダード「Guy Howard」ラテンアメリカン「WALTEA LAIRD」テクニックブック使用可 |

第3条 1、本ブロックで開催又は公認する選手権・競技会の出場資格を、次の通りと定める。

| 競技会名称   | 出場資格            |
|---------|-----------------|
| 選手権大会   | D級以上の登録選手       |
| 各県A級競技会 | D級以上の登録選手       |
| B級競技会   | B・C・D級の登録選手     |
| C級競技会   | C・D級の登録選手       |
| D級競技会   | D・N級の登録選手       |
| ノービス競技会 | 新人選手でノービス級の登録選手 |

但し、当日持ちクラスの競技会がある場合は、持ちクラスに出場しないと上位級に出場できない。

- 2、原則として地域オープン制とする。

(選手の出場規定)

- 第4条 1、登録選手は、その年度内における自己級競技会には、出場する義務が課せられる。
- 2、選手権及び競技会に出場する選手は、所定の申込用紙に必要事項を記載し、出場料を添えて、指定の期日までに大会事務局に提出しなければならない。
- 3、欠場届け及び出場取り消し
- 【1】 出場申込み後、出場不可能となった場合は、速やかに大会事務局に欠場の旨を届けなければならない。この場合は、出場料は返却しない。
- 【2】 出場申込み後、事前に他県開催競技会において即日昇級を得た選手は、大会事務局に上位級への出場希望、又は欠場届けを速やかに行わなければならない。この場合出場料は返却しない。
- 【3】 ジュニア選手のランク競技会出場は、リーダー又は、パートナーが中学生の年齢に達しなければ 出場できない。
- 4、本ブロックが開催及び公認する選手権及び競技会の出場料は、原則として下記の通りとする。
- |                  |        |
|------------------|--------|
| 【1】 選手権大会及びA級競技会 | 5,000円 |
| 【2】 B・C・D級競技会    | 5,000円 |
| 【3】 ノービス競技会      | 5,000円 |

(選手の登録義務等)

- 第5条 1、すべての選手は、所管する各県アスリート協会に所定の用紙で登録しなければならない。
- 2、各県アスリート協会は所管の登録用紙を基に選手登録証を発行する。
- 3、登録選手は競技会出場に際して受付時に選手登録証の提示をしなければならない。
- 4、新規登録 ノービス級競技会に出場の際、ノービス級登録ない選手又は、学連からの移行登録の時など
- 5、継続登録 既に登録されている選手が、その登録年度から次年度にその資格を継続する時の登録。
- 6、継続登録の期限は、毎競技年度終了後、11月30日迄とする。
- 7、継続登録期限以降の継続登録に付いては、延滞手数料として、継続登録料の他に3,000円が追加される。尚且つ7月1日以降は登録料の倍額を徴収します。
- 8、登録用紙並びに登録証については、本ブロックで取り決めた様式を使用する。

(登録資格の抹消)

- 第6条 1競技年度の競技会で次に該当する選手は、その登録を抹消される。
- 【1】 A級以下N級までの登録選手 2年間1度も出場しなかった選手。
- 【2】 選手登録の手続きを2年間行わなかった選手。
- 【3】 N級新規登録し 登録年度を含め2年間不出場の選手

第7条 登録料は下記の通りとする

|     |      |            |        |        |
|-----|------|------------|--------|--------|
| 【1】 | 新規登録 | スタンダード/ラテン | 別      | 8,000円 |
| 【2】 | 継続登録 | スタンダード/ラテン | 別      |        |
|     |      |            | 1セクション | 7,000円 |
|     |      |            | 2セクション | 8,000円 |

(登録証の再発行等)

第8条 1、紛失した場合

2、選手登録証の記載内容に変更が、生じた場合。

3、ノービス級からの即日昇級以外の再発行手続きは、1,000円

第9条 服装規定を次の通りと定める。

|     |          |        |    |     |    |
|-----|----------|--------|----|-----|----|
| 【1】 | 選手権大会    | スタンダード | 礼服 | ラテン | 自由 |
| 【2】 | 各県A級競技会  | スタンダード | 礼服 | ラテン | 自由 |
| 【3】 | B級～D級競技会 | スタンダード | 自由 | ラテン | 自由 |
| 【4】 | ノービス競技会  | スタンダード | 平服 | ラテン | 平服 |

第10条 ノービス競技会の服装規定

【1】 N級男子の服装規定(スタンダード&ラテンアメリカン共通)

①●黒ズボン●白Yシャツ●(蝶ネクタイ又はネクタイ)

②●黒ズボン●白Yシャツ●(蝶ネクタイ又はネクタイ)●ベスト

③●黒ズボン●白Yシャツ●(蝶ネクタイ又はネクタイ)●(タキシード又はスーツ)

①～③すべてが可能

【2】 N級 女子の服装規定(スタンダード&ラテンアメリカン共通)

スパンコールやダイヤスパンなどの装飾品がついていない(織柄模様は問題なし)

練習着程度の衣服とします。ただし袖つきのものに限りません。

第11条 パートナー規定

【1】 アマチュア選手のパートナーは、アマチュアに限る。

【2】 A級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして出場することはできない。

【3】 B級選手以下のパートナーは、自己級及び1階級下のパートナーとして出場することができる。但し、出場申込書に臨時であることを明記しなければならない。

【4】 パートナーシップを解消した場合でも、その年度内は、【2】、【3】号を適用する。

【5】 同性同士のパートナーシップを組むことは出来ない。

(アマチュア選手規定)

- 第12条 1、 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルであることを表明した者はアマチュア選手として競技会に出場することは出来ない。
- 2、 ダンスを踊ったり指導したりすることで、報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することは、出来ない。
- 3、 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にあるときは、アマチュア選手として競技会に出場することは出来ない。
- 4、 アマチュア選手が、デモンストレーション等に出演するときは、出演願いを所管する各県アスリート協会に提出し、許可を受けなければならない。その場合も必要以上の報酬を受けてはならない。

(昇降級規定)

- 第13条 選手のスタンダード及びラテンのランキングは、1競技年度の成績により昇級及び降級は別表規定の通り定める。

(審査員)

- 第14条 競技会の審査員は、東部日本ボールルームダンス連盟及びブロック公認の審査員がこれをおこなう。

(チェッカー)

- 第15条 競技会の使用フィガー規定をチェックするチェッカーは、東部日本ボールルームダンス連盟公認及びブロック公認のチェッカー委員がこれをおこなう。

(採点管理)

- 第16条 競技会の採点管理は、採点管理資格者がこれをおこなう。

(施行細則)

- 第17条 この規定に定めることのほか、各県アスリート協会主催競技会の施行に関する必要な事項は、別に定める「競技会施行細則」による。

(付則)

- 第18条 1、 この規定に定める以外の事項については、本部並びに東部日本ボールルームダンス連盟規定を順拠するほか、必要により協議して決定する。
- 2、 この規定は2021年12月1日から施行する。

※ 平成18年1月15日 改定  
 平成20年1月20日 改定  
 平成21年1月18日 改定  
 平成26年1月19日 改定  
 平成27年1月18日 改定  
 平成28年1月17日 改定  
 平成30年1月14日 改定  
 平成31年1月1日 改定  
 2019年7月24日 改定  
 2021年12月 1日 改定